

## 参考 1

# 平成 24 年度酪農教育ファーム活動 事業計画

平成 24 年 3 月 26 日  
社団法人 中央酪農会議  
酪農教育ファーム推進委員会

## 1. 酪農教育ファーム活動をめぐる状況

日本の酪農経営にあっては、配合飼料及び輸入乾牧草の値上がりや子牛価格の暴落のなかで、東日本大震災や 2 年続いた猛暑の影響により、生乳生産基盤の弱体化が依然進行している。一方、牛乳乳製品についても、市場の成熟化や人口減少、他食品との厳しい競争に晒され、これまでと同じく構造的な低迷が続いている。

さらに、東日本大震災の発生に起因する福島原子力発電所事故の発生による影響は収束せず、放射性セシウムが検出された稲わらや堆肥が最終処分まで至らず、牛の滞留が解消されていない地域もある。また、厚生労働省の「食品、添加物等の規格基準」の改正に伴い、消費者の安全安心への関心の高まりのなかで、風評被害の発生により国産牛乳乳製品の需要低下を招くことも危惧される。

このような状況のなか、これまでに中央酪農会議で実施した調査研究からは、牧場などでの「酪農体験」が子どもたちの「いのち」や「食」「心」の教育に大きく影響を与えるとともに、「酪農」「牛乳」などに対する親和性の高まりから、牛乳の飲用効果についてもその価値を大きく高め、学校給食での飲み残しの減少や家庭での牛乳飲用の増加などに効果があることが報告されている。

また、認証牧場やファシリテーターを希望する人数は僅かながらも着実に増加しており、酪農家や関係団体は、酪農体験を通して行う子どもたちや一般消費者とのコミュニケーション活動に酪農理解を醸成する上で確実な手ごたえを感じ、大きな期待を抱いている。

一方で、教育現場においては、23 年 4 月から施行された新しい学習指導要領により、学力向上を重視する傾向から、「酪農」という題材の使用場面の制約・汎用性の狭まりが予想される向きもあるが、一方で、「生命や自然を尊重する態度」「体験活動の充実」などを含む「生きる力」の育成がますます重要視されており、それらの教育の基本理念を実現する手立てのひとつとして、酪農教育ファーム活動が子どもたちの学びに貢献できる可能性は、今後さらに高まることが推察される。

以上のような状況をふまえ、24 年度の事業の実施にあたっては、活動の更なる広がり・深まりを目指し、ファシリテーターの研修内容の一層の充実や酪農関係者と教育関係者のネットワークの拡大、酪農教育ファームの持つ教育的な効果の継続性や今後の酪農経営における可能性の検証などを行う。さらに、認証条件や制度の運営に関する検証や、諸外国で頻発する口蹄疫に対する防疫対策の徹底など、活動の基本となる事項についても十分留意しつつ、以下のとおり実施するものとする。

## 2. 平成 24 年度の活動計画

### (1) 活動の量的拡大・面的普及を図る事業

#### ① 認証制度の適切な運営と認証審査・研修会の実施

ファシリテーター及び牧場の認証については、6月より募集を開始し12月に募集を締め切る。認証審査委員会の審査を1月上旬までに終了し、1月～2月に全国3か所程度で認証研修会を開催する。

研修プログラムについては、23年度までの内容を基本とし、受講者ひとりひとりが活動における自己の目的を明確化し、より主体的に参加できるような内容とする。

#### ② 酪農教育ファーム認証に係る広報活動等の実施

すでに交流活動をおこなっている牧場（オープンファーム）が酪農教育ファーム認証を取得するよう、積極的に情報を発信し、認証制度等に関する説明会を地域単位で適宜開催する。

また、全国段階においては、引き続き、酪農教育ファーム認証制度や活動の効果等を紹介するため、教育関係者や酪農関係者対象のより効果が見込まれる専門誌等で情報発信をおこなう。

#### ③ 酪農家と教師の「出会いの場」作りのための研究会や情報交換会の開催

23年度までに引き続き、酪農教育ファーム地域推進委員会が主体となって、地域ごとに、認証牧場・ファシリテーターと教育関係者との「出会いの場」としての、共同の研修会や研究会、情報交換会を開催する。

また、全国規模の「出会いの場」の開催についても、関係団体等と連携して検討する。

さらに、教育関係者のネットワークが弱い地域に対しては、核となるような教育関係者・学校の掘り起こしを目的として、学校と牧場が連携して行うモデル事業を実施し、活動の広まりを目指す。

#### ④ 酪農教育ファーム活動の教育的効果に関する社会的認知の促進

これまでの調査研究結果については、教育関係者や酪農家・関係団体等に各種メディアを活用して普及するとともに、異業種の団体等との連携（共同セミナーの開催など）も模索し、社会的認知や理解を深める。

また、6月の食育月間に実施される食育推進全国大会（6/16～17、横浜市開催）をはじめ、他団体が主催するイベント等に参画し、教育関係者だけではなく、一般消費者にも活動の教育的な効果を啓発する。

## (2) 活動の質的な向上を図る事業

### ①ファシリテーターに対するスキルアップ研修会の開催

スキルアップ研修会を、9～11月頃に全国で5か所程度開催する。

なお、多様な研修ニーズに応えるため、研修プログラムについては、ファシリテーターの資質を向上させる観点から複数のパターンを検討する。

さらに、ファシリテーターが受講できるスキルアップ研修会の回数を増やすことを目的に、地域とも連携して、地域単位で行うスキルアップ研修会の開催についても検討する。

### ②活動の効果検証の実施

酪農への親和性や牛乳飲用行動に対する活動の継続的な効果を検証するため、過去に酪農体験をした方を対象とした追跡調査を実施する。

また、酪農後継者を対象とした調査を実施し、活動が酪農経営に与える今後の可能性を展望する。

### ③幼児向け教材及び中学校向け教材の開発の検討

活動の実態調査より、小学生の体験者数が最も多いことから、これまで小学校向けの教材を主に開発してきた。最近、幼児と中学生の牧場での体験件数・人数が増加していることから、24年度については、これらを対象とした教材の開発を検討する。

## (3) 活動を円滑に推進する事業

### ①推進委員会の開催及び事業の円滑な推進のための専門活動の充実

事業の円滑な推進を図るため、適宜、全国推進委員会を開催し、事業計画の策定及び事業進捗状況の確認などを行うとともに、必要に応じて専門委員会を設置するなど、専門活動の充実を図る。

また、全国推進委員会と地域推進委員会、地域推進委員会間の連携を一層強化するため、全国・地域推進委員会合同会議を開催する。

### ②地域推進委員会の開催及び活動の充実

地域推進委員会は、酪農教育ファーム活動の事業計画を作成して活動を推進するものとし、特に、地域の教育関係者に対して地域の認証牧場に関するきめ細かな情報を提供するとともに、認証牧場と教育関係者との「出会いの場」作りを継続して積極的に促進するなど、活動のさらなる充実を図るものとする。

また、認証牧場における酪農体験学習のための安全な活動環境を整備するとともに、活動現場の多様な課題などの把握、個別課題への必要な支援を行うため、現地調査・指導を実施する。

### ③認証制度の運用に関する検討の実施

20年度に新たな認証制度が適用されて4カ年が経過し、特にファシリテーターの認証更新の規則（3年に1回の研修受講）について、改正を求める意見もあることから、認証制度検討委員会（仮称）を24年度早期に設置し、現行の認証規程の見直しについて検討を行う。

### ④教育関係者とファシリテーター等のネットワーク活動の充実

教育関係者とファシリテーター等のネットワーク活動を充実・強化し、実践活動を推進するため、全国で酪農教育ファーム活動を実践する教育関係者やファシリテーターの経験や実績を活かし、これまでの活動の成果や教育的な効果、推進にあたっての課題等を共有するための全国的な実践研究会を開催する。

### ⑤ホームページなどの情報環境の整備や「感動通信」等による各種情報の提供

酪農教育ファームのホームページ（PC/携帯サイト）について、教育・酪農関係者双方が必要かつ最新な情報を取得できるよう更なる充実を図る。さらに、ホームページの閲覧者・活用者をより一層増やすため、効果的なコンテンツの開発を検討する。

また、教育関係者やファシリテーター等に対して、教育効果や教育的な視点、酪農を巡る社会的な課題と役割、個性的で優れた活動を行う全国での取り組みなど、酪農教育ファーム活動に係る幅広い最新情報を、「感動通信」（年4回発行）等を通じて提供する。

なお、これまで蓄積した活動の効果などを集約し、広く国民の認知を図るとともに、今後の活動に役立てることを目的として、「日本の酪農教育ファーム（仮題）」として書籍発行することを検討する。

### ⑥関係団体との連携の強化

酪農教育ファーム活動の情報の迅速な伝達などにより、事業を円滑に推進するため、交流活動をおこなう酪農家の全国的なネットワーク組織である地域交流牧場全国連絡会との連携を強化する。特に、大震災からの復興を酪農体験を通じて支援する活動については、23年度に引き続き支援を行う。

また、日本酪農教育ファーム研究会や、畜産経営支援協議会、食育活動を推進する全国的な組織である「食といのちの学び支援全国協議会」、（社）全国学校栄養士協議会等とも連携を図る。

### ⑦家伝法の改正に伴う酪農教育ファーム活動の実態の把握と対応

交流活動を行う際には、体験者の安全と併せて、家畜防疫に十分留意する必要があるため、「交流活動における感染症防疫マニュアル」とリーフレット等を活用し、関係団体とも連携しながら、適宜情報交換会・勉強会などを行う。

また、家伝法の改正を機に、交流活動プログラムが大きく変化している認証牧場もあるため、活動の実態を引き続き把握し、適切な対応を行う。

（以上）